情報公開規程

（目的）

第1条　本規程は、特定非営利活動法人こどもの里（以下「当団体」という。）が、公正で開かれた事業活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることを目的とする。

（法人の責務）

第2条　本規程の解釈及び運用に当たっては、適正な情報公開により、当団体の活動に対する市民の理解と信頼を深め、公正で効率的かつ開かれた事業運営を推進するという情報公開制度の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条　情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、本規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（対象書類）

第4条　本規程による情報公開の対象書類及び対象期間は、特定非営利活動促進法の規定に基づき、別表のとおりとする。ただし、同法の改正又は当団体の認定の取消しがあった場合は、その改正又は取消し後に適用される規定に従う。

（情報公開の方法）

第5条　当団体は、法令及び本規程の定めるところに従い、主たる事務所への書類の備置、インターネット又は公告により、情報公開を行う。

（書類の備置）

第6条　当団体は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置き、閲覧等に供するものとする。

2. 書類の閲覧等が可能な日及び時間は、当団体の営業日の午前 10 時から午後 4 時までとする。ただし、正当な理由がある場合は、当団体は、閲覧等を希望する者に対し、閲覧等の日時を別途指定することができる。
3. 謄写に係る費用は、謄写を希望した者からその実費を徴収する。

（インターネットによる情報公開）

第7条　当団体は、前条の規定によるほか、インターネットによる情報公開を行うものとする。

2. 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

（貸借対照表の公告）

第8条　特定非営利活動促進法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、定款第 53 条の規定に基づき、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載してこれを行う。

（所管）

第9条　本規程に定める情報公開に関する事務は、事務局がこれを所管する。

（その他）

第10条 本規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

（改廃）

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、令和 6 年 2 月 27 日から施行する。

別表

対象書類の名称	対象期間等
事業報告書等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。） ・事業報告書 ・計算書類（活動計算書、貸借対照表） ・財産目録 ・年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び報酬の有無を記載した名簿） ・会員のうち 10 人以上の者の氏名を記載した書面	作成日から 5 年間を経過した日を含む事業年度の末日まで
役員名簿（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	最新のものが対象
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）	
認定の申請書に添付した認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しないことを説明する書類	認定の有効期間中
認定の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

<table>
<tr><td>前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
・収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類
・資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類
・次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類
イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第１順位から第５順位までの取引
ロ　役員等との取引
・寄附者（当団体の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当団体に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類
・役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した以下の書類
イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。)
ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
・支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類
・海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類</td><td rowspan="3">作成日から５年間を経過した日を含む事業年度の末日まで</td></tr>
<tr><td>特定非営利活動促進法第 45 条第１項第３号（ロを除く。)、第４号イ及びロ、第５号、第７号に定める基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類</td></tr>
<tr><td>「助成金の支給の実績」を記載した書類</td></tr>
</table>